

## ◆減価償却制度の見直し◆

平成28年4月1日以後に取得をする建物附属設備及び構築物並びに鉱業用の建物の償却方法について、定率法が廃止されます

現 行

改 正 案

資産の区分	償却方法	
建物附属設備及び構築物 (鉱業用のこれらの資産を除く)	定額法・定率法	定額法
鉱業用減価償却資産 (建物、建物附属設備、構築物に限る)	定額法・定率法又は生産高比例法	定額法又は生産高比例法

適用開始日：平成28年4月1日以後の取得資産



**定率法は  
適用できなくなります**